

## 福祉医療費助成制度についてお知らせします (7月1日現在)

福祉医療費助成制度は、健康保険に加入している老人、障害者(児)、乳幼児等、母子家庭、父子家庭の人に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成しています(※乳幼児等以外は所得制限があります)。

7月1日から新しい受給者証になり、今までの受給者証は使えなくなります。所得判定の結果、継続して各福祉医療費助成制度に該当する人には受給者証を郵送しています。福祉医療費助成制度は以下のとおりです。

区分	対象者	所得制限	一部負担金(自己負担額)
老人医療	65歳から69歳までの人のうち、世帯非課税の人で年金収入を加えた所得が80万円以下 ※世帯非課税とは、世帯内の全員に市町村民税が課税されていないことです。	あり	誕生日が昭和24年7月1日以降の人 2割 誕生日が昭和24年6月30日までの人 2割(区分Iの人は1割)
乳幼児等医療	乳幼児等 小学校就学前までの年齢に該当する乳幼児 小学校1年生から小学校3年生までの年齢に該当する児童	なし	一部負担金なし 外来：1日800円を限度に月2回まで 入院：1割負担(月3,200円) ※長期入院(連続して3か月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし
	こども 小学校4年生から中学校3年生の年齢に該当する児童	なし	外来、入院どちらも医療機関ごと ※低所得者は、外来：1日600円、入院：月2,400円になります。
重度障害者医療	身体障害者手帳1・2級の人 療育手帳A判定の人 精神福祉障害者手帳1級の人	あり	外来：1日600円を限度に月2回まで 入院：1割負担(月2,400円) ※長期入院(連続して3か月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし
高齢重度障害者医療	上記、重度障害者医療の対象者のうち、後期高齢者医療制度に加入している人	あり	外来、入院どちらも医療機関ごと ※低所得者は、外来：1日400円、入院：月1,600円になります。
母子家庭等医療	母子家庭等で18歳到達後最初の3月31日までの児童がいる人およびその児童	あり	外来：1日800円を限度に月2回まで 入院：1割負担(月3,200円) ※長期入院(連続して3か月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし 外来、入院どちらも医療機関ごと ※低所得者は、外来：1日400円、入院：月1,600円になります。

※低所得者とは、市町村民税非課税世帯で世帯全員の前年中の年金収入が80万円以下もしくは年金収入を加えた所得が80万円以下の人です。

小学校1年生から中学校3年生までの該当年齢の児童について支払った入院時の医療費の一部負担金(食事代や保険適用外の費用は除く)は、地域福祉課に請求することにより返金されます。※払い戻し請求には、領収書・保険証・印鑑・通帳等が必要です。

問合せ 地域福祉課福祉係 ☎492-9136

## 「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を開始します

消費税率引き上げに伴い、暫定的・臨時的な負担軽減の措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を7月から行います。申請時期・方法など詳しくは「広報いなみ6月号」または「稲美町公式ホームページ」をご覧ください。

### ●臨時福祉給付金

**対象** 平成26年度市町村民税(均等割)が課税されていない人  
※市町村民税が課税されている人の扶養親族等および生活保護制度の被保護者は除く。

**給付額** 対象者1人につき10,000円  
※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当などの受給者は5,000円加算対象

### 【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

(給与所得者)		(公的年金等受給者)	
区分	給与収入ベース	区分	年金収入ベース
単身	93万円	単身	65歳以上 148万円
夫婦	137.8万円	単身	65歳未満 98万円
夫婦子1人	168.3万円	夫婦	65歳以上 192.8万円
夫婦子2人	209.9万円	夫婦	65歳未満 147万円

※生活保護基準の3級地(稲美町)における非課税限度額

### ●子育て世帯臨時特例給付金

**対象** 臨時福祉給付金の支給対象外の人のうち平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

**給付額** 児童1人につき10,000円

### 【児童手当の所得制限限度額】

区分(扶養親族等の数)	給与収入ベース
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円



★支給対象になる可能性がある人については、7月に申請書を郵送します。

問合せ 地域福祉課 給付金専用ダイヤル ☎492-9290

## 介護手当の更新(新規)申請手続き

現在、介護手当の支給を受けている人に更新申請の案内を送付していますので、更新申請手続きをしてください。新たに希望される人は、健康福祉課に申請してください。

### ○重度心身障害者(児)介護手当

**対象者** 65歳未満の障害者(児)のうち、次の(1)または(2)の人の介護者

- 自宅6か月以上寝たきりの状態の身体障害者手帳1級または2級の人
- 自宅6か月以上寝たきりの状態の療育手帳A判定の人

**支給額** 月額10,000円  
**支払月** 5月、8月、11月、2月

### ○在宅老人介護手当

**対象者** 65歳以上の人で次の(1)または(2)の人のうち、介護保険の要介護3から5までの認定を受けている人の介護者

- 自宅6か月以上寝たきりの状態などの人
- 自宅6か月以上認知症の状態などの人

**支給額** 月額10,000円  
**支払月** 5月、8月、11月、2月

●それぞれ認定基準がありますので、調査審査の結果、手当の支給対象に該当しない場合もあります。

○更新申請提出期限 7月11日(金)

◆問合せ 健康福祉課 高年障害係 ☎492-9137



## 「隣保館人権講演会」を開催します

どなたでも参加できます。申し込みはいりません。

**とき** 8月3日(日)  
**ところ** 西部隣保館 10:00~11:30  
東部隣保館 13:30~15:00

**講師** 生田 武志 氏(野宿者ネットワーク代表)

**演題** 貧困を考える ~子どもの視点から~

※両会場とも駐車場が少ないため、なるべく徒歩または自転車等でお越しください。

問合せ 西部隣保館 ☎492-3119



### 児童手当現況届の提出について

現在、児童手当を受給されている人に「児童手当現況届」を郵送しています。提出は6月末日までとなっていますが、届出がまだの人は至急提出してください。未提出の場合は、10月の児童手当の支払いができませんので忘れぬようにしてください。

問合せ 地域福祉課 ☎492-9136

## 7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

「社会を明るくする運動」とは、法務省が主催し、県・市・町の関係機関の協力を得て実施する運動で、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で64回目を迎えます。

安全・安心・明るい社会をつくるためには、地域の方々の更生保護に対する理解と協力が不可欠です。そのため毎年7月を強調月間とし、全国各地でさまざまな催しが行われます。

稲美町においても、7月1日(火)の朝にJR土山駅周辺で街頭キャンペーンを行います。

稲美町保護司 (50音順・敬称略)

前川 義輝 (草谷)	福本 優子 (蛸草)	福田 幸夫 (加古)	杉本 勲 (加古)	繁田 光男 (中村)	加藤 喜彦 (国岡)	加藤 敏雄 (印南)	大 一光 (国岡)	池田 博美 (岡)
------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	-----------	-----------

問合せ 495-1891(前川まで)